

上山市告示第203号

令和4年度上山市交流型ワイナリー建設事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年8月24日

上山市長 横 戸 長兵衛

令和4年度上山市交流型ワイナリー建設事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ワインの醸造及び地域産品の地産地消拡大を図り、ワインの郷づくりを推進するため、ワイナリーを建設する者又は農業者と共同で計画し、ワイナリー一業に供する施設を建設する賃貸人（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するため、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、ワイナリーを新たに創業することを目的に建物を建設するための経費とする。

(補助対象者、補助対象要件、補助対象経費、補助金額等)

第3条 補助対象者、補助対象要件、補助対象経費及び補助金額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(事業実施計画の申請及び承認)

第4条 事業実施主体は、第2条の事業を実施しようとするときは、上山市交流型ワイナリー建設事業計画承認申請書（様式第1号）に、事業計画書（様式第2号）を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の承認申請書の提出があったときは速やかに審査し、当該事業が適当であると認めるときは承認するものとする。

(補助金交付申請書)

第5条 規則第5条の補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第4号）

(補助金の変更)

第6条 規則第9条第1項第2号の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業種目の新設、変更又は中止若しくは廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業を実施する施行箇所の変更

2 規則第9条第1項第1号及び第2号の規定により補助事業の変更について市長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

3 規則第9条第1項第3号の規定により補助事業の中止又は廃止について市長の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

（完了届）

第7条 事業実施主体は、事業が完了した場合には、速やかにその旨を完了届（様式第7号）により、市長に届け出るものとする。

（実績報告書）

第8条 規則第14条の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して15日を経過する日又は令和5年3月25日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第4号）
- (3) 事業実施に伴う証拠書類（契約書、帳簿、通帳、領収書等）の写し及び事業実施状況写真

（概算払の請求）

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、市長が事業の遂行において特に必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることができる。

2 事業実施主体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第8号）を提出するものとする。

（財産処分の制限）

第10条 この要綱により補助金を受けて取得した取得価格が30万円以上の施設は、規則第23条第2号及び第3号に規定する財産とする。

2 規則第23条ただし書の規定により市長の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第9号）に理由書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を市に納付させることができるものとする。

4 規則第23条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(帳簿の備付等)

第11条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、令和5年4月1日から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得した財産で前条に規定する処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第10号）その他関係書類を保管しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年8月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象者	<p>次のいずれかに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業者 (2) 農業者が主体となって構成され、農業者が代表者である組織 (3) 県内に主たる事業所を有する食品造業者（食品製造業を営もうとする者を含む。） (4) 農業者と共同で計画し、ワイナリー業に供する施設を建設する賃貸人（この場合は、共同申請とする。）
補助対象要件	<p>次の要件を全て満たすものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市産ブドウを使用すること（概ね50%以上）。 (2) ワイナリーを常時見学可能とする等、誘客につながる取組みを施設全体で複数講じること。 (3) 創業後、5年以上事業を継続すること。 (4) 市税等の滞納がないこと。 (5) 事業計画の目標実現に直接的に資するものであること。 (6) 事業計画に基づく事業の規模が適切であること。 (7) 事業計画を定めた者の経営収支その他に照らし、事業実施計画に基づく事業の実施が確実であると見込まれること。 (8) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に適合する見込みがつくこと。
補助対象経費	<p>次の対象事業に要する経費とする（備品は除く。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新築工事 (2) 設計業務 (3) 工事管理業務 (4) ワインの郷づくりを推進するために特に市長が認めたもの
補助率	<p>建設場所により補助率が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ランドバンクエリア内 2分の1以内 (2) ランドバンクエリア外 3分の1以内 <p>ランドバンクエリア：第2期上山市空家等対策計画に定める空家等対策重点区域</p>
補助金額	<p>上限10,000千円</p>

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

上山市長 氏 名 様

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

令和4年度上山市交流型ワイナリー建設事業計画 承認申請書

標記事業計画の承認を受けたいので、上山市交流型ワイナリー建設事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

上山市長 氏 名 様

ワイナリー創業予定者

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

賃貸人予定者

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

令和4年度上山市交流型ワイナリー建設事業計画 承認申請書

標記事業計画の承認を受けたいので、上山市交流型ワイナリー建設事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

事業計画（実績）書

1	事業実施主体構成	(1) 個人 (2) 法人 (3) 新たに農林漁業経営を行う法人 (4) 農林漁業者等が組織する団体 ※共同申請の場合、各々がわかるように記載すること
2	事業実施場所	(1) 住所 (2) 敷地の所有状況 自己所有・借地 ※敷地所有者が本人でない場合に記載 所有者 名前 住所
3	施設の面積	
4	施設の構造	木造・鉄骨・他
5	施設の内容	施設内でワインの製造以外に実施する場合は記載 (例：カフェ、野菜の委託販売)
6	建設予定時期	(1) 現場の着工予定日 (2) 完成予定日
7	事業費（税込）	円
8	事業費の調達方法	(1) 市補助金 円 (2) 融資 円 (3) 自己資金 円
9	ワイン製造概要	別紙1に記載すること
10	添付書類	別紙2のとおり

別紙 1

ワインの製造概要

1 ワイナリー創業スケジュール・進捗状況

	現在の進捗状況	免許・許可の予定時期
(1) 酒類製造免許にかかる税務署との協議状況		
(2) 酒類製造業許可にかかる保健所との協議状況		

2 ワインの製造計画

	現状 R 3	1 年目 R 4	2 年目 R 5	3 年目 R 6	4 年目 R 7	5 年目 R 8
製造本数	本	本	本	本	本	本
販売本数	本	本	本	本	本	本
産出額	円	円	円	円	円	円
雇用人数 ※自分以外	人	人	人	人	人	人
使用するぶどうの量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
自社畑	kg	kg	kg	kg	kg	kg
購入（市内産）	kg	kg	kg	kg	kg	kg
購入（市外産）	kg	kg	kg	kg	kg	kg

3 誘客につながる取組みにかかかかる具体策（複数記載すること）

別紙2 添付書類

- (1) 添付書類1 事業箇所が分かる位置図
- (2) 添付書類2 建設する施設の間取り等が分かる平面図、立面図
- (3) 添付書類3 工事見積書（補助対象経費が明確に判別できるもの）
- (4) 添付書類4 誓約書（様式第3号）
- (5) 添付書類5 共同申請の場合は、両者の書類を提出すること
 - (ア) 個人の場合
直近の所得税の確定申告書及び所得税青色申告決算書（又は収支内訳書）
 - (イ) 法人の場合
直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
 - (ウ) 新たに農林漁業経営を行う法人を設立する場合
 - ・ 親会社が存在する場合は、親会社の直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
 - ・ 個人経営から新たに設立する場合は、直近の構成員（代表者等）の所得税の確定申告書及び所得税青色申告決算書（又は収支内訳書）
 - (エ) 農林漁業者等が組織する団体の場合
 - ・ 構成員に課税されている場合には、直近の構成員（代表者等）の所得税の確定申告書及び所得税青色申告決算書（又は収支内訳書）
 - ・ 団体に課税されている場合には、直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
 - (オ) その他 以上の書類を基本としつつ、その他経営状況を把握できる書類等
- (6) 添付書類6 資金調達に関する資料
金融機関等からの借入れを行う場合は、借入計画について当該金融機関と事前相談等を行い、融資が確実に見込まれる状況が把握できる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談年月日等を明記したもの）
- (7) 添付書類7 事業実施主体の組織及び運営に関する規約・定款
- (8) 添付書類8 令和3年度「消費税納税証明書及び法人の場合は法人納税証明書」（国税）
- (9) 添付書類9 令和3年度「山形県税納税証明書」（県税）
- (10) 添付書類10 令和3年度「市町村税納税証明書」（市税）
- (11) 添付書類11 共同申請の場合、賃貸借契約書（案）

※必要に応じて応募書類の内容の問い合わせ又は追加資料の要求等を行うことがあります。

年 月 日

上山市長 氏 名 様

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

誓約書

令和4年度上山市交流型ワイナリー建設事業計画承認申請にあたり、次のことを誓約します。下記内容に違反した場合は、補助金を返還します。

- 1 当該施設は、申請者自ら又は管理者が5年以上管理すること。
- 2 市長の求めがあった場合、当該施設の経営状況について速やかに報告すること。
- 3 暴力団員ではないこと（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号の規定による暴力団員をいう。）
- 4 公租公課に滞納がないこと。

年 月 日

上山市長 氏 名 様

ワイナリー創業予定者

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

賃貸人予定者

住 所

氏名又は名称

代表者氏名

誓約書

令和4年度上山市交流型ワイナリー建設事業計画承認申請にあたり、次のことを誓約します。下記内容に違反した場合は、補助金を返還します。

- 1 当該施設は、申請者自ら又は管理者が5年以上管理すること。
- 2 市長の求めがあった場合、当該施設の経営状況について速やかに報告すること。
- 3 暴力団員ではないこと（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号の規定による暴力団員をいう。）
- 4 公租公課に滞納がないこと。

様式第4号（第5条及び第8条関係）

収 支 予 算 （ 精 算 ） 書

1 収入の部

区 分	本 年 度 予 算 額 (本 年 度 精 算 額)	摘 要
補 助 金	円	
自 己 資 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出の部

区 分	本 年 度 予 算 額 (本 年 度 精 算 額)	摘 要
事 業 費	円	
合 計		

年 月 日

上山市長 氏 名 様

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

事業計画変更承認申請書

年 月 日付け指令 第 号により補助金交付決定があった補助事業について、下記のとおり計画変更したいので、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則第9条第1項第1号の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由及び内容
- 2 事業の内容及び経費の配分（様式第1号に準じて作成のこと。）
- 3 収支予算書（様式第2号に準じて作成のこと。）

- (注) 1 補助金の額が増額する場合は、件名の「事業計画変更承認申請書」を「事業計画変更承認及び変更交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり計画変更したいので、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則第9条第1項第1号の規定により申請します。」を「下記のとおり計画変更したいので、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則第9条第1項第1号の規定により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とする。
- 2 関係書類は、補助金の交付決定通知がなされた事業の内容及び経費の配分とを比較対照できるよう両者を二段書きとし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

上山市長 氏 名 様

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定があった補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則第9条第1項第3号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

上山市長 氏 名 様

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者氏名

完 了 届

下記のとおり補助対象物件の設置が完了しましたのでお届けします。

記

以上

補助事業名	上山市交流型ワイナリー建設事業費						
場 所							
事業内容							
工 期							
完成年月日							
事業費(税込)	円		補助金額	円			
事業費内訳、施工方法、契約							
項目	数量	実施金額 (円)	施工 方法	契約年月日	完成年月日	契約先住所 名 称	摘要
			請負				
完成写真	別紙のとおり						
実施主体 完成 確認検査者	検査年月日	年 月 日					
	所 属						
	氏 名						
市 完 成 確認検査者	検査年月日	年 月 日					
	所 属						
	氏 名						

様式第8号（第9条関係）

概算払請求書

年 月 日

上山市長 氏 名 様

申請者住所
申請者氏名

年 月 日付け指令 第 号 で交付決定通知のあった令和4年度上山市
交流型ワイナリー建設事業費補助金について、下記のとおり補助金 円を概算
払により交付されたく請求します。

記

補 助 金	円
既 受 領 額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円
事業完了（予定）年月日	
備 考	

上山市長 氏 名 様

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定があった補助事業で取得した財産を、下記のとおり処分したいので承認くださるよう申請します。

記

- 1 処分の対象となる財産
- 2 処分の内容（目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保等）
- 3 処分の理由
- 4 財産取得時の状況

事業内容	事業実施主体	施行又は 設置場所	事業量	事業費	市補助金	備 考

- 5 処分の方法（処分の相手方、処分価格、処分予定期日、処分条件等を記載し、譲渡に当たっては相手方の利用方法、利用計画等を記載すること。）

様式第10号（第11条関係）

財産管理台帳

事業実施主体名

事業実施年度		令和4年度				補助金名	上山市交流型ワイナリー建設事業費補助金						
事業の内容				工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
施設種別	場所	事業内容(工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業量	着工年月日	完成年月日	事業費	負担区分		耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
							市補助金	その他					
合計													

- 注1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、目的外使用、譲渡、交換、貸付け、担保等別に記入すること。
 3 摘要欄には、処分の相手方、処分価格等を記入すること。